

5 田監第 11 号
令和 5 年 3 月 13 日

田村市長 白石 高司 様
田村市議会議長 大橋 幹一 様

田村市監査委員 郡 司 健 一

同 大和田 博

令和 4 年度田村市財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年度において補助金を受けた財政援助団体の監査を田村市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により結果を次のとおり報告します。

令和4年度田村市財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の目的

財政的援助を行っている事業が関係法令等に準拠し、**適正かつ効率的**に行われているかどうかを主眼として実施した。

第3 監査の対象

令和3年度に、交付した補助金の中から抽出した次の補助金に係る事務

1 本庁老人福祉総務費

「田村市シルバー人材センター運営事業補助金」

補助団体：公益社団法人 田村市シルバー人材センター

所管課：保健福祉部高齢福祉課

補助金額：6,350,000円

2 水田振興対策費

令和3年度田村市農林業振興事業「飼料用米転換事業補助金」

補助団体：①渡邊辰治ほか118名、②安藤末男ほか141名

所管課：産業部農林課

補助金額：①渡邊辰治ほか118名 5,200,500円、②安藤末男ほか141名 4,798,500円

第4 監査の実施日時及び場所

令和5年2月8日(水)

場 所	時 間	監査の対象
田村市役所 特別会議室	10:00~10:40	田村市シルバー人材センター運営事業補助金
	10:50~11:30	飼料用米転換事業補助金

第5 監査の実施内容

- 1 所管課等から事前に監査資料、関係書類等の提出を求め、事務補助職員により事前調査を行い、監査当日に調査結果を報告した。
- 2 監査当日は、所管課から説明を受けるとともに、監査委員から質問を行った。
- 3 監査の結果、改善又は検討すべき事項は、監査委員から書面及び口頭で指導し、最後に講評を行った。

第6 監査の着眼点

- 1 補助金の決定は、法令（市条例・規則）等に適合しているか
- 2 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
- 3 補助金の対象経費は明確か
- 4 会計処理は適正に行われているか
- 5 補助金の効果、条件履行の確認は適切に行われているか
- 6 補助団体への指導監督は適切に行われているか

第7 監査の結果

各補助団体、所管課ともに関係法令等に基づき概ね適正に事務処理を行い、執行されていることが認められた。

報告及び公表すべき指摘事項は認められなかった。一部改善、検討を要する事項については、書面及び口頭で指導したので、必要な措置を講じられたい。

補助金は、市民から徴収された税金、その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公平かつ効率的に使用されるよう努めなければならないことから、今回の監査結果を十分認識されるとともに事務の改善、検討を行い、より適正で効果的な補助金交付が行われることを期待する。

1 本庁老人福祉総務費

「田村市シルバー人材センター運営事業補助金」

(1) 補助団体の名称及び事業の目的等

ア	補助団体の名称	公益社団法人 田村市シルバー人材センター
イ	事業の目的	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者が、働くことを通じて生きがいと健康づくりをすすめ、活力ある地域社会づくりに貢献するため。
ウ	事業の内容	企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供する。高齢者の就業に関する情報の提供、相談及び軽作業の付与等を行う。

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市社会福祉推進補助金交付要綱

(3) 補助金の算定及び交付状況

ア	補助金の額	6,350,000円
イ	補助金の算定	交付要綱に基づき適正に算出されている。
ウ	補助金の交付状況	交付要綱に基づき適正に算出されている。

(4) 事務の執行状況

補助金の交付目的及び事業計画に基づき概ね適切に実施されており、経費及び経理においても概ね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び指導・検討事項

ア 指摘する事項は認められなかった。

イ 指導・改善事項

【補助団体】

指導・改善事項は認められなかった

【所管課】

指導・改善事項は認められなかった

ウ 検討事項

【所管課】

補助金交付にあたっては、「交付要領」等の整備を検討されたい。補助金の「定額」交付（支給）に対する説明責任及び定額交付に対する公正性の観点から、市民に対して、積算の算定基準及び算定根拠等を明確にし、これを説明ができるよう整備がされたい。

2 水田振興対策費

田村市農林業振興事業「飼料用米転換事業補助金」

(1) 補助団体の名称及び事業の目的等

ア	補助団体の名称	①渡邊辰治ほか118名 ②安藤末男ほか141名
イ	事業の目的	米の需給環境の安定を目指し、令和3年度米の作付けにおいて飼料用米への転換を支援するため。
ウ	事業の内容	法人運営（組織の整備機能強化、財政基盤確保対策、地域福祉活動）事業の補助金

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市農林業振興事業補助金交付要綱

(3) 補助金の算定及び交付状況

ア	補助金の額	①5,200,500円、②4,798,500円
イ	補助金の算定	交付要綱に基づき適正に算出されている。補助金交付要領等未整備。
ウ	補助金の交付状況	交付要綱に基づき適正に算出されている。

(4) 事務の執行状況

補助金の交付目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においても概ね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び指導・検討事項

ア 田村市農林業振興事業補助金交付要綱による、補助金の「定額」については、市民に対する説明責任として、妥当性、公正性及び公平性を確保されたい。

イ 指導・改善事項

【補助団体】

指導・改善事項は認められなかった

【所管課】

指導・改善事項は認められなかった

ウ 検討事項

【所管課】

補助事業の内容について、具体的にどのように執行されているかを公表できる程度までに整備し、また、補助金額の算定についても、公平性・公正性の観点から、算定基準等の根拠を明確にして、市民に説明できるよう整備されたい。